

青森市新田浄化センター包括的運転管理業務委託契約書（案）

青森市奥野一丁目２番１号
委託者 青森市企業局

受託者

上記当事者間において、青森市新田浄化センター包括的運転管理業務の委託のため、次のとおり契約を締結した。

（委託業務）

第１条 委託者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を受託者に委託し、受託者は、これを受託した。

業 務 名 青森市新田浄化センター包括的運転管理業務

業務内容 新田浄化センターに係る運転管理業務、保全管理業務及びその他必要な業務

２ 受託者は、この契約書に定めるもののほか、別添の委託契約付加条項に基づき、委託業務を履行しなければならない。

（履行期間等）

第２条 履行期間は、令和９年４月１日から令和１９年３月３１日までとする。ただし、契約日から令和９年３月３１日までは履行準備期間とする。

２ 履行準備期間は、主に受託者間の引継ぎや本件施設に関する習熟等に要する準備期間であり、この期間における作業の実施方法については、要求水準書に定めるとおり。なお、履行準備期間に要する費用は受託者の負担により行うものとする。

（委託料）

第３条 委託料は、金 円（うち 円は、消費税額と地方消費税額との合算額）とする。

２ 前項の税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定により算出したもので、委託料に１１０分の１０を乗じて得た額である。

３ 各運営年度における委託料の内訳は次のとおりとする。

令和 ９年度	円（うち	円は、消費税額と地方消費税額との合算額）
令和１０年度	円（うち	円は、消費税額と地方消費税額との合算額）
令和１１年度	円（うち	円は、消費税額と地方消費税額との合算額）
令和１２年度	円（うち	円は、消費税額と地方消費税額との合算額）
令和１３年度	円（うち	円は、消費税額と地方消費税額との合算額）
令和１４年度	円（うち	円は、消費税額と地方消費税額との合算額）
令和１５年度	円（うち	円は、消費税額と地方消費税額との合算額）

令和16年度	円（うち	円は、消費税額と地方消費税額との合算額）
令和17年度	円（うち	円は、消費税額と地方消費税額との合算額）
令和18年度	円（うち	円は、消費税額と地方消費税額との合算額）

（契約保証金）

第4条 受託者は、契約を締結する際に、委託者に対して委託料の100分の10以上の契約保証金を納付又は契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供をしなければならない。ただし、青森市財務規則（平成17年4月1日規則第63号）第134条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

2 委託者は、受託者がこの契約を履行した後に、受託者の請求により遅滞なく前項の契約保証金等を受託者に還付するものとする。

3 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

4 受託者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約による保証を付す場合は、当該保証は第27条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 契約変更により委託料の変更があった場合は、契約保証金の額が変更後の委託料の100分の10に達するまで、委託者は保証の額の増額を請求することができる。

（権利の譲渡等の制限）

第5条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の制限）

第6条 受託者は、委託業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ再委託する業務の範囲、再委託する業務の契約金額、再委託する相手先の住所、氏名及び再委託する理由が記載された書面を委託者に提出し、その承諾を得なければならない。

3 前項により再委託が承諾された場合、受託者は再委託した業務に伴う行為については委託者に対し全ての責任を負うものとする。また、再委託を受けた者は、本委託契約内容を十分に理解し、履行にあたっては、関係法令等を遵守するものとする。

（秘密の保持）

第7条 委託者及び受託者は、この契約の履行にあたり知り得た相手方の業務上の秘密を漏洩してはならない。この契約を終了した後も同様とする。

（実施体制等）

第8条 委託業務における実施体制は次のとおりとする。

（1）受託者が委託業務として実施する本件施設の運転管理及び維持管理は、通年24時間連続とし、夜間及び休日等は、新田浄化センターに常駐者を2名以上配置すること。また、故障等が発生した場合は、速やかに復旧対応することとし、夜間及び休日等においては増員できる体制を確立しなければならない。

（2）受託者は、委託業務実施上の管理を司る総括責任者及び副総括責任者を置き、委託業務を履行する上で適正かつ必要な従業者等を置く。

（3）委託者は、委託業務を監督する監理責任者を置く。

2 受託者が配置する各責任者及び従業者等に関する要件は要求水準書に定める。

(総括責任者等)

第9条 受託者は、前条第1項第2号に基づき、本委託契約締結後速やかに総括責任者及び副総括責任者を選任し、氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。各責任者に変更があった場合も同様とする。

- 2 技術提案書により専任が予定されていた総括責任者及び副総括責任者を変更する場合は、同等以上の経歴及び資格を有する者を選任しなければならない。
- 3 総括責任者は、委託業務の履行に関し、現場の最高責任者として、従業者の指揮、監督を行い、委託業務の管理及び統轄を行う。
- 4 副総括責任者は、委託業務の履行に関し、総括責任者を補佐し、総括責任者が不在となった場合は、その職務を代行する。
- 5 総括責任者及び副総括責任者は、本委託契約書等に定められた委託業務の目的、内容を十分に理解し、監理責任者と密接な連絡をとり、業務の適切かつ円滑な遂行を図らなければならない。

(監理責任者)

第10条 委託者は、本委託契約締結後速やかに監理責任者を選任し、その氏名を受託者に通知する。監理責任者に変更があった場合も同様とする。

- 2 監理責任者は、本委託契約の他の条項に定めるもの及び本委託契約に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監理責任者に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 監理責任を果たす上で必要な受託者に対する業務上の指示
 - (2) 契約書、要求水準書の記載内容に関する受託者の確認の申出、又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) 委託業務の履行に関する受託者との協議
 - (4) 委託業務の進捗の確認及び照合、その他委託契約の履行状況の調査及び改善通告
 - (5) モニタリングの実施及び通知
- 3 前項の規定に基づく指示又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。
- 4 契約書に定める書面の提出は、監理責任者を經由して行うものとする。この場合においては、監理責任者に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(業務日報の作成)

第11条 受託者は毎日、業務日報を作成し、常時、本件施設に備えなければならない。

- 2 受託者は、委託者から請求があった場合、速やかに業務日報を委託者に提出しなければならない。
- 3 前項の業務日報の内容等は、要求水準書に定めるものとする。

(業務の報告)

第12条 受託者は、委託業務の実施状況を正確に反映した次に掲げる業務報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

- (1) 各月の業務実施状況をまとめた月間業務報告書を作成し、翌月の10日までに提出すること。
- (2) 運営年度ごとに年間業務報告書を作成し、翌年度の4月10日までに提出すること。
- 2 前項各号の報告は、要求水準書に定めるところによる。
- 3 第一項及び前項の規定にかかわらず、緊急を要する事態が発生した場合、受託者は速やかにその状況を委託者へ報告すること。

(実施状況の確認)

第13条 委託者は、履行期間において、受託者が実施する業務の質及び内容を確保するため、次条及び第15条に定めるところにより、業務の実施状況を確認する。

(報告の確認)

第14条 委託者は、第12条第1項及び第3項に規定する業務報告書に基づき、受託者の立会いの上、書類確認及び現地確認又はその他の方法により、業務の実施状況を確認するものとする。なお、確認内容の詳細については、要求水準書に定める。

2 前項の確認は、業務報告書の提出を受けた日から10日以内に完了しなければならない。

(随時の確認)

第15条 前条による確認のほか、委託者は、受託者に対して事前に通知することなく、現地調査により、業務の実施状況を確認することができる。

2 前項の確認を実施するとき、受託者はその求めに応じて、委託者の確認に立会い、業務の実施状況を説明するなど、委託者に協力しなければならない。

3 委託者は、随時の確認の結果、要求水準に係る水質検査結果等について、特に必要と認めたときは、第三者機関による調査の実施を受託者に求めることができるものとし、これに係る費用は受託者の負担とする。

(改善通告)

第16条 第14条及び第15条による確認の結果、別添の委託契約付加条項第25条に定める性能の未達（不可抗力による場合を除く）が判明した場合には、委託者は受託者に対して、その是正のため、改善措置をとることを通告するものとする。

2 受託者は、前項の通告を受けたときは、速やかに、改善方法及び期日等の改善計画を定めた改善計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。これに係るとるべき対応の詳細は要求水準書に定める。

3 委託者は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、受託者に対して、理由を明らかにした上で、当該改善計画書の修正を求めることができる。

(委託料の支払停止)

第17条 性能未達となった原因が流入下水の異常や不可抗力によるものであった場合を除き、前条第2項に基づき作成した当該改善計画書に定める期日までに当該要求水準の未達が是正されないときは、委託者は受託者に対して、事前に書面により通知した上で、その是正が完了するまでの間、委託料の支払いを停止することができる。

2 前項の支払停止を行う場合には、事前に委託者は受託者に対して、弁明の機会を与えなければならない。

3 当該要求水準の未達が是正されたときは、委託者は第1項に基づき支払いを停止していた委託料を速やかに受託者に支払うものとする。この場合、支払いを停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。

(総括責任者等に対する措置請求)

第18条 前条に定める委託料の支払停止の他、第16条第3項の規定により再提出された改善計画書に定める期日までに、当該要求水準の性能未達が是正されないときは、委託者は、総括責任者又は副総括責任者、若しくは第6条第3項の規定により受託者から業務を委任、若しくは請け負った者又はこれら関係者の交代等に関して必要な措置を請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

(委託料の支払)

第19条 委託料の支払いは、毎月払いとし、別紙1 委託料内訳書（月毎の支払額）のとおり支払うものとする。

- 2 受託者は、第14条第1項の実施状況の確認を受けた後、委託料の支払を請求することができる。
- 3 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に、委託料を支払わなければならない。

(委託料の減額)

第20条 受託者の責めに帰すべき事由により別添の委託契約付加条項第25条に定める性能を達成しないときは、委託料を減額する。

- 2 前項に規定する委託料の減額に関しては、要求水準書に定めるところによる。
- 3 第1項に規定する委託料の減額は、当該運営年度の1年度分を一括して年度末に行うものとする。
- 4 第1項に基づく委託料の減額を受けたことを以って、受託者はその損害を賠償すべき責めを免れるものではない。

(委託料の変更)

第21条 委託者及び受託者は、次に掲げる事項が生じた場合、相手方に対して委託料の変更を協議することができる。

- (1) 日本国内における物価水準又は賃金水準の変動により委託料が不適当となったと認めたとき、又は予測することのできない特別の事情により履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託費が著しく不適当となったと認めたとき。
 - (2) 流入下水の量が予め定められた値よりも著しく変動したことにより、ユーティリティ等の調達に係る委託料が著しく不適当となったと認めたとき。
 - (3) 関係法令が変更されたことにより、委託料が著しく不適当となったと認めたとき。
 - (4) 不可抗力により、委託料が著しく不適当となったと認めたとき。
- 2 前項第1号及び第2号の規定によるユーティリティ等の調達に係る委託料の変更対象となる変動費項目及び基準額は、別紙2委託料内訳書（年度毎の業務費内訳）による。
- 3 委託者及び受託者は、第1項第1号及び第2号の規定に基づく協議が整った場合は、別紙3及び別紙4により委託料の変更を行うものとする。
- 4 委託料の変更協議の時期については、別紙5による。

(新規施設の完成に伴う業務の追加)

第22条 委託者は、履行期間内において新規施設が完成した場合は、当該施設の運営に係る業務及び必要となる委託費の増額について、受託者と協議したうえで、本委託業務の範囲に追加することができるものとする。

(委託業務の実施に係る損害)

第23条 委託業務の実施に当たり受託者に生じた損害は、委託者の責めに帰する理由による場合を除き、受託者の負担とする。

- 2 委託業務の実施に当たり受託者が委託者又は第三者に及ぼした損害は、委託者の責めに帰する理由による場合を除き、受託者の責任と負担においてその賠償をするものとする。

(遅延損害金)

第24条 受託者が、この契約に基づいて履行すべき賠償金、損害金その他の金銭の支払を納入期限までに納入しなかった場合は、納入期限の翌日から納入した日までの遅延日数に応じ、当該金額に政府契約の支払い遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算して得た金額を遅延損害金として委託者に納付するものとする。この場合において、遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100

円未満であるときは、その端数金額又はその端数を切り捨てるものとする。

(委託者の催告による解除権)

第25条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期限までに業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第26条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受託者が第5条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者へ譲渡し、又は引き受けさせたとき。
- (2) 受託者が業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者が業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者がその債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 受託者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) この契約に関して、次のいずれかに該当したとき。

イ 公正取引委員会が、受託者又は受託者を構成員に含む事業者団体に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該命令が確定したとき（受託者が当該排除措置命令の名宛人となっていない場合にあっては、当該排除措置命令の名宛人に対する当該排除措置命令の全てが確定したとき）。

ロ 受託者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。

ハ 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員を含む。）又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条の罪又は独占禁止法第89条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

- (9) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託契約等を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）又はその使用人が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（違約金）

- 第27条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、契約保証金等を免除したものであるときは、契約金額の100分の10に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として受託者から徴収する。
- （1）第25条又は第26条の規定によりこの契約が解除された場合。
 - （2）受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- （1）受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。
 - （2）受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。
 - （3）受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等。
- 3 第25条又は第26条の規定により、委託者がこの契約を解除したときは、契約保証金等は、違約金として、委託者に帰属するものとする。
- 4 委託者は、第1項に規定する違約金の額を超えた額の損害が生じたときは、その超えた額を損害賠償金として徴収するものとする。

（賠償の予定）

- 第28条 受託者は、第26条第8号のいずれかに該当するときは、次に掲げる場合を除き、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、委託料の100分の20に相当する額を支払わなければならない。この契約が終了した後も同様とする。
- （1）第26条第8号イに規定する排除措置命令若しくは納付命令又は同号ロに規定する裁判の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合。
 - （2）第26条第8号ハのうち、受託者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。
- 2 委託者は、前項に規定する賠償金の額を超えた額の損害が生じたときは、その超えた額を徴収するものとする。

（準拠法及び管轄裁判所）

- 第29条 本契約は日本法に準拠し、委託者及び受託者は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、青森簡易裁判所又は青森地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(協議事項)

第30条 この契約書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、双方協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 青森市公営企業管理者
企業局長 舘山 新

⑨

受託者

⑨

別添（第1条関係）

委託契約付加条項

（総則）

- 第1条 委託者及び受託者は、本委託業務の契約を履行するに当たり、この付加条項、青森市新田浄化センター包括的運転管理業務公募型プロポーザル募集要項、要求水準書その他委託者が公表した書類及びこれらの書類に関する質問回答書並びに受託者が提出した技術提案書を遵守しなければならない。
- 2 受託者は、関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意を以って、委託業務を実施しなければならない。

（用語の定義）

第2条 青森市新田浄化センター包括的運転管理業務の委託契約において使用する用語の定義は次のとおりである。

- （1）「要求水準書」とは、委託契約の履行にあたり委託者と受託者が相互に協力し、委託業務を円滑に実施するために必要な諸条件を定めたものであり、委託者が受託者に対して本質的に求める事項である。契約においてその効力を発揮する。
- （2）「要求水準」とは、契約締結により委託者及び受託者が合意した、委託者が受託者に要求する委託業務における業務の水準をいい、その内容は要求水準書に定める。
- （3）「本件施設」とは、募集要項又は要求水準書に示す委託業務の管理対象となる各施設の総称をいう。
- （4）「既存施設等」とは、本件施設、附属設備及び本件施設内の委託者の所有に係る消耗品及び備品、図書その他の物品をいう。
- （5）「運営年度」とは、履行期間中における4月1日から翌年3月31日までの単年度の期間をいう。
- （6）「履行準備期間」とは、本委託契約締結日から令和9年3月31日までの期間をいう。
- （7）「休日等」とは、土曜、日曜、祝祭日、年末年始の休業期間（12月29日から1月3日）をいう。
- （8）「補修」とは、本件施設の機能維持のための、部品等の交換及び分解及び点検等の補修をいう。
- （9）「運営計画書」とは、10か年運営計画書、年間運営計画書、維持管理と更新の一体マネジメント計画書、緊急時対応計画書をいう。
- （10）「10か年運営計画書」とは、履行期間における運営計画をいう。
- （11）「年間運営計画書」とは、運営年度における運営計画をいう。
- （12）「更新支援計画書」とは、履行期間における点検・調査計画及び修繕・改築計画素案の策定をいう。青森市公共下水道処理場・ポンプ場施設長期整備計画は、令和7年度から令和11年度、令和12年度から令和16年度、令和17年度から令和21年度の計画をいう。
- （13）「緊急時対応計画書」とは、履行期間を通じて緊急事態が生じた場合の対応の原則、方法、手順等を定めた計画書をいう。
- （14）「不可抗力」とは、台風、雷害、地震、暴風、豪雨、洪水、高潮、豪雪、騒乱、暴動、第三者の行為及びその他の自然的又は人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のものをいう。
- （15）「性能」とは、委託者又は受託者が履行期間を通じて義務を負う処理水質その他の性能をいう。
- （16）「性能保証」とは、受託者が履行期間を通じて義務を負う性能について保証することをいう。
- （17）「性能未達」とは、要求水準書に定める性能を達成すべき事項について、その水準に達していないことをいう。
- （18）「改善計画書」とは、性能未達となった場合に受託者が提出する改善措置及び対策等を記載した計画書をいう。
- （19）「監理責任者」とは、委託業務を監督する委託者の責任者をいう。
- （20）「総括責任者」とは、委託業務実施上の管理をつかさどる受託者の現場代理人をいう。

- (21)「副総括責任者」とは、総括責任者を補佐し、その職務を代行できる責任者をいう。
- (22)「更新支援業務責任者」とは、本件施設を対象とした効果的な計画案の作成ができる責任者をいう。
- (23)「処理水質」とは、本件施設に流入した下水を処理し、公共用水域に排水される処理水の水質をいう。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 受託者は、本件施設が下水道施設としての公共性を有することを十分理解し、委託業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

- 2 委託者は、委託業務が民間事業者の創意工夫の発揮によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(リスク分担)

第4条 委託業務に伴う下水道法上の管理責任は、委託者が負うものとする。

- 2 その他の委託者及び受託者の基本的なリスク分担は要求水準書に定める。

(指示等)

第5条 委託者は、管理責任を果たすため必要と認めたときは、委託業務に関する指示を受託者に対して行うことができる。この場合、受託者は、当該指示に従い委託業務を行わなければならない。

(委託業務の手段)

第6条 受託者は、委託者からの指示、若しくは委託者と受託者間における協議により特に定めがある場合を除き、委託業務の実施に必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

(書面主義)

第7条 本契約に基づく指示、請求、通知、報告、申出、承諾、承認、通告、合意、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行う。

- 2 委託者及び受託者は、前項の規定にかかわらず、急を要する場合又はやむを得ない事情がある場合には、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 委託者及び受託者は、本契約書の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(特許権等の使用)

第8条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(既存施設等の確認)

第9条 委託者及び受託者は、契約締結日から履行準備期間終了日までの間において、既存施設等の性状、規格、機能、数量、その他の内容について、双方立会いの上、確認するものとする。また、委託業務が終了するときは、履行期間終了までに委託者及び受託者が立会いの上、履行準備期間中に確認した既存施設等の内容と相違がないことを確認する。なお、確認の方法等については、要求水準書に定める。

- 2 受託者は、前項の委託業務終了時の確認の結果、既存施設等の内容との相違があるときは、自己の責任と費用により必要な補修及び取替え等の措置をとらなければならない。

ただし、その相違が通常の使用による損耗の場合、又は委託者の特段の指示に基づくものである場合は、この限りではない。

(既存施設等の使用)

第10条 受託者は、委託業務の実施のため、既存施設等を使用することができる。諸室の使用及び受託者の用意した備品等の設置については、その使用方法及び使用範囲等について事前に委託者の承諾を得ること。

- 2 受託者は、既存施設等について、善良なる管理者の注意を以って、これを使用及び保存、若しくは保管しなければならない。ただし、委託者が管理し使用する執務室等及び備品類を除く。
- 3 委託者が受託者に対して貸与できる物品及びその管理等については、要求水準書に定めるところによる。

(運営計画書の策定)

第11条 受託者は、委託業務の実施のため、次条から第15条までに規定するところにより、運営計画書を策定しなければならない。なお、策定した運営計画書は受託者の責任と費用により実施されるものとする。

(10か年運営計画書)

第12条 受託者は、契約締結日から履行準備期間終了日までの間に、委託業務の実施に関する基本的な事項を定めた履行期間中の10か年運営計画書を策定し、委託者の承諾を得なければならない。

- 2 10か年運営計画書の記載事項については、要求水準書に定めるところによる。

(年間運営計画書)

第13条 受託者は、当該運営年度の開始前までに、当該運営年度における具体的な業務実施の詳細を定めた年間運営計画書を策定し、委託者の承諾を得なければならない。

- 2 年間運営計画書は、10か年運営計画書に基づき策定するものとする。
- 3 年間運営計画書の記載事項については、要求水準書に定めるところによる。

(更新支援計画書)

第14条 受託者は、契約締結日から委託期間の終了日までの期間における更新支援計画書を策定し、委託者と協議の上承諾を得なければならない。

- 2 更新支援計画書の記載事項については、要求水準書に定めるところによる。

(緊急時対応計画書)

第15条 受託者は、契約締結日から履行準備期間終了日までの間に、停電、薬品の漏洩、機器の破損、異常増水、流入水質異常、その他の緊急事態が発生した場合における対応の原則、方針、手順等を定めた緊急時対応計画書を策定し、委託者の承諾を得なければならない。

- 2 受託者は、前項の緊急時対応計画書を必要に応じて適宜改訂し、緊急事態の対応に対して万全を図らなければならない。
- 3 受託者は、前項の改訂を行ったときは、速やかに委託者に届出て、その承諾を得なければならない。
- 4 緊急時対応計画書の記載事項については、要求水準書に定めるところによる。

(運営計画書の承諾及び変更等)

第16条 委託者は、第11条に基づき定められた運営計画書を受理した翌日から10日以内に、承諾について受託者に通知しなければならない。なお、委託者が受託者に、10日を過ぎても通知しないときは、当該運営計画書は承諾されたものとみなす。

- 2 委託者は、運営計画書が不適當であると認める場合は、受託者に対し、その変更若しくは修正を求めることができる。受託者は、各計画書の変更等を委託者から求められたときは、その要求を受理した翌日から10日以内に再提出しなければならない。

(施設の補修等)

第17条 受託者は、突発的に生じた本件施設の故障、破損等は速やかに補修を行い、その機能の回復を図ること。

- 2 突発的又は計画的な補修及び修繕工事費用は、別紙2委託料内訳書(年度毎の業務費内訳)に記載のとおりとする。
- 3 第1項の補修等の業務に係る詳細は、要求水準書に定める。

(補修困難な場合の対応)

第18条 本件施設の部分的な補修だけではその機能が維持できないとき、若しくはその見込みがないとき、又は補修及び修繕工事費用内での補修等が困難であるときは、受託者は委託者にその旨を報告したうえで、業務遂行上の対応について、協議することができる。

- 2 前項の報告があったときは、委託者は速やかに本件施設の現況を調査して、その対応方法を判断し、受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の判断をするにあたり、受託者の業務遂行上の支障及び安全衛生管理について十分に配慮しなければならない。

(施設改良等)

第19条 受託者は、委託業務を効果的に、かつ効率的に実施するため、委託者の承諾を得て、自己の責任と費用により、本件施設の一部について、必要な変更又は改良を行うことができる。

- 2 受託者は、委託業務を効果的に、かつ効率的に実施するため、委託者の承諾を得て自己の責任と費用により、創意工夫を発揮するために自ら必要と判断した設備を本件施設内に設置することができる。なお、受託者が本件施設内に設置した設備の所有権は、受託者に帰属する。
- 3 受託者は、前項の設備を設置する際、必要最小限の範囲で本件施設に変更を加えることができる。ただし、受託者は当該変更の内容について、事前に委託者の承諾を得なければならない。
- 4 受託者は、履行期間が終了した際、前3項に基づき変更又は改良した施設を自己の責任と費用により、原状に復旧し、又は設置した設備を撤去しなければならない。ただし、委託者が受託者に対し、別段の指示を行った場合は、この限りではない。
- 5 前各項における施設改良等に関する手続きの詳細は要求水準書に定める。

(受託者の改善提案)

第20条 受託者は、本業務について、業務の水準を要求水準の契約基準から低下させることなく、要求水準書に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法等を提案することができるものとする。

- 2 前項の受託者が提案できる範囲は、委託料の額の低減を伴うものとする。

(要求水準書の変更等)

第21条 委託者は、自ら若しくは前条による受託者の改善提案により、必要と認める場合は、受託者に対して要求水準書の変更の検討を指示することができるものとし、受託者は、当該指示の受理後14日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を委託者に報告するものとする。

- 2 委託者は、前項による検討結果を受理した場合は、当該検討結果に基づいて要求水準書を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、受託者に通知しなければならない。

- 3 変更後の当該要求水準は、委託者が受託者に通知し、受託者が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。

(要求水準書の変更に伴う措置)

- 第22条 前条第2項により要求水準書を変更したときは、当該変更により、受託者に増加費用又は損害(委託料の減額は除く)が生じたときは委託者が負担し、受託者が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じて委託料を減額するものとする。
- 2 前項において、委託者の負担する額又は受託者の委託料の減額については、委託者、受託者協議して定めるものとする。
 - 3 前項により、委託料の減額を行った場合においても、受託者の改善提案を行った受託者の責任が回避されるものではない。

(ユーティリティ等の調達)

- 第23条 受託者は、自己の責任と費用により、委託業務の実施に必要となる電力、通信、水道、薬品及びガスその他の燃料、並びに全ての消耗品類、資機材、事務備品その他物品等を調達しなければならない。
- 2 受託者が委託業務において使用する薬品は、事前に委託者の承諾を得ること。
 - 3 受託者が自ら調達した備品、その他の物品等については、既存施設等との区分が明確になるよう適切に管理すること。
 - 4 前各項のユーティリティ等の調達に関する詳細は要求水準書に定める。

(関係機関への届出申請等)

- 第24条 委託業務の実施に関し、受託者が自ら行うべき国及び地方公共団体その他関係機関への届出又は申請等は、受託者が自己の責任と費用により行うこと。ただし、下水道管理者名で届出又は申請等が必要なものについては、事前に委託者の承認を得るものとし、委託者は受託者の求めにより手続き上の必要な協力を行うものとする。

(性能保証)

- 第25条 受託者は委託者に対して、履行期間を通じ、要求水準書に定める処理水質及びその他の性能を達成し、これを保証する。

(処理水質異常に対する措置)

- 第26条 受託者は、下水の処理水質が要求水準書に定める水質基準又は下水道法、水質汚濁防止法等に定める水質基準を満足しない又はその恐れがあると認めたときは、直ちに口頭によりその旨を委託者に報告し、その対応について協議しなければならない。
- 2 前項の場合において委託者が必要と認めるときは、受託者に対し、下水処理の一部の停止又は処理方法の変更を指示することができる。
 - 3 前項において、処理水質異常の影響を最小限にとどめるため、委託者及び受託者は協働して必要な措置を講ずるものとし、受託者は、最大限の誠意と努力を以って、委託者に協力するものとする。
 - 4 受託者は、前各項の初動対応の後、速やかに処理水質異常の原因究明を行い、改善措置を定めた改善計画書を作成し、処理水質の異常回復にあたらなければならない。
なお、改善計画書の作成及び性能未達の場合の是正措置については要求水準書に定める。

(臨機の措置)

- 第27条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。
この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ委託者の意見を聴かなければならない。ただ

し、緊急な措置が必要な場合又はやむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 受託者は、前項の場合において、措置の内容及び結果を委託者に直ちに報告しなければならない。
- 3 委託者は、災害防止又は業務上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを指示することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者と協議することができる。

(保険)

第28条 受託者は、履行期間中、自己の費用により、第三者賠償保険、労働者災害保険、その他必要な保険に付さなければならない。

(法令変更に伴う通知の付与)

第29条 委託者及び受託者は、法令が変更されたことにより契約書、要求水準書及び運営計画書で提示された条件に従って委託業務を実施することができなくなったとき又は著しく困難になったときは、その内容の詳細を記載した書面を以って、直ちに相手方に通知するものとする。

(法令変更に伴う協議)

第30条 前条に規定する通知を受領した場合、委託者及び受託者は、当該法令変更に対応するため、速やかに契約書及び運営計画書の変更について、協議しなければならない。

(不可抗力に伴う通知の付与)

第31条 委託者及び受託者は、不可抗力により契約書、要求水準書及び運営計画書で提示された条件に従って委託業務を実施することができなくなったとき又は著しく困難になったときは、その内容の詳細を記載した書面を以って、直ちに相手方に通知するものとする。

(不可抗力に伴う協議)

第32条 前条に規定する通知を受領した場合、委託者及び受託者は、当該不可抗力に対応するため、速やかに契約書及び運営計画書の変更について、協議しなければならない。

(不可抗力による委託者及び受託者の責務)

第33条 委託者及び受託者は、不可抗力により、委託業務の一部又は全部が実施できなくなった場合、若しくは本件施設に重大な損害が生じた場合は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、最大限の努力を行うものとする。

(契約終了に伴う措置)

第34条 受託者は、履行期間の終了又は契約書第25条又は第26条により契約が解除されたときは、委託者の指定する者に本件施設の運転及び維持管理に関する研修及び指導等（以下、本条において「受託者による研修等」という。）を行うものとする。この場合の費用は、契約書、要求水準書及びその他の条項に特別の定めがある場合を除き、受託者が負担する。

ただし、委託者が本件施設に関する受託者の研修等が必要ないと認めたときは、受託者による研修等を行わないことができる。

(公租公課の負担)

第35条 委託業務の実施に関連して生じる公租公課は、すべて受託者の負担とする。委託者は、委託料及

びこれに対する消費税額を支払うほか、契約に関連するすべての公租公課について、別途負担しないものとする。

委託料内訳書 (月毎の支払額)

月	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度	令和 17 年度	令和 18 年度
	税込み額 [円]	税込み額 [円]	税込み額 [円]	税込み額 [円]	税込み額 [円]	税込み額 [円]	税込み額 [円]	税込み額 [円]	税込み額 [円]	税込み額 [円]
4 月										
5 月										
6 月										
7 月										
8 月										
9 月										
10 月										
11 月										
12 月										
1 月										
2 月										
3 月										
運営年度額 計										
委 託 料 計										

別紙 2 (第 2 1 条関係)

委託料内訳書 (年度毎の業務費内訳)

項 目		単位	数量	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度	令和 17 年度	令和 18 年度
				金 額[円]	金 額[円]	金 額[円]	金 額[円]	金 額[円]	金 額[円]	金 額[円]	金 額[円]	金 額[円]	金 額[円]
直接業務費	保守点検業務費	式	1										
〃	運転操作監視業務費	式	1										
〃	水質試験業務費	式	1										
〃	事務業務費	式	1										
〃	更新支援業務	式	1										
〃	その他業務費	式	1										
直接経費		式	1										
技術経費		式	1										
間接業務費		式	1										
諸経費		式	1										
ユーティリティ費	固定費	式	1										
〃	変動費 合計	式	1	70,799,324	70,799,324	70,799,324	70,799,324	70,799,324	70,799,324	70,799,324	70,799,324	70,799,324	70,799,324
〃	〃 電力	式	1	55,635,003	55,635,003	55,635,003	55,635,003	55,635,003	55,635,003	55,635,003	55,635,003	55,635,003	55,635,003
〃	〃 A重油	式	1	2,224,861	2,224,861	2,224,861	2,224,861	2,224,861	2,224,861	2,224,861	2,224,861	2,224,861	2,224,861
〃	〃 次亜塩素酸ナトリウム	式	1	4,812,120	4,812,120	4,812,120	4,812,120	4,812,120	4,812,120	4,812,120	4,812,120	4,812,120	4,812,120
〃	〃 高分子凝集剤	式	1	8,127,340	8,127,340	8,127,340	8,127,340	8,127,340	8,127,340	8,127,340	8,127,340	8,127,340	8,127,340
維持修繕費	(毎年 1,818,181 円計上)	式	1										
再委託予定業務費		式	1										
業務価格 (計)	(税抜き)	式	1										
委託費合計額	(税抜き)			円									

物価変動による委託料の変更

1 委託料の見直し

委託者又は受託者は、委託料の変更請求があったときは、委託料の総額から当該請求時の支払済み部分に相応する期間の委託料を控除した額（以下「変動前残委託料」という。）と変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動後委託料に相応する額（以下「変動後残委託料」という。）との差のうち変動前残委託料の1.5パーセントを超える額につき、委託料の変更に応じなければならない。ただし、金額については、千円未満切り捨てた額とする。

2 検討の方法

変動前残委託料と、変動後残委託料との差額の絶対値が、前者の1.5パーセントを超えるかどうかについて検討を行う。

3 算定式

物価変動等を反映した固定費、変動費については、費用項目ごとに次式に従って変化率により算定を行うものとする。なお、金額については、円未満切捨てとする。

$$Y = X \times (1.0 + \text{変化率})$$

Y：見直し後の固定費、変動費

X：見直し前の固定費、変動費

変化率：前回見直し時からの下表に示す指標等を用いて項目ごとの直近12か月平均値を用いて次式により変化率（少数2位未満切り捨て）を算定する。

$$\text{費用項目ごとの変化率} = (\text{見直し時点における下表の指標} - \text{前回設定時の指標}) / (\text{前回設定時の指標})$$

<変化率の指標>

項 目		変化率として用いる指標
変動費	電力量料金	「消費税を除く国内企業物価指数/事業用電力」 （日本銀行調査統計局）
	A重油料金	「消費税を除く国内企業物価指数/A重油」 （日本銀行調査統計局）
	次亜塩素酸ナトリウム 高分子凝集剤	「消費税を除く国内企業物価指数/無機化学工業製品」 （日本銀行調査統計局）
固定費	人件費	「毎月勤労統計調査/産業別賃金指数（現金給与総額）/調査産業計（厚生労働省）」

4 委託料の変更の判断

次式により算定した委託料の変動率の絶対値が1.5パーセントを超える場合は、委託料の変更を行う。

委託料の変動率（少数2位未満切り捨て）=（変動前残委託料－変動後残委託料）／変動前残委託料
ここで

変動前残委託料＝委託料の総額－支払済みの委託料

変動後残委託料：変動前残委託料の費用項目ごとに費用項目ごとの変化率を乗じて合計した値

5 見直し時期

受託者は、毎年9月1日に変化率の各指標について調べ、残契約期間の委託料(固定費、変動費)を見直しの必要性の有無について検討する。

検討結果は、委託料の見直しの発生の有無にかかわらず、毎年、委託者へ書面により提出すること。

6 例外的な見直し方法の採用

固定費、変動費を構成する費目のうち、3による見直し方法が適当でないと委託者が認めた費目については、委託者と受託者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

別紙4（第21条第1項第2号関係）

流入下水水量による委託料の変更

1 対象項目

対象項目は、別紙2委託料内訳書（年度毎の業務費内訳）に記載するユーティリティ費の変動費のうち電力量料金（基本料金を除く電気料金）とする。

2 委託料の変更

（1）最初の運営年度は、原則として流入下水水量による委託料の変更は行わない。

（2）当該運営年度の流入下水水量実績が想定流入下水水量の5パーセントを超えて増減し、かつ対象項目の当該運営年度実支出額が変動費基準額の5パーセントを超えて増減すると見込まれる場合に、当該運営年度の1年分を一括して年度末に行う。

3 変更額の算出方法

（1）増額変更（流入下水水量実績＞想定流入下水水量×1.05）の場合

以下の算式により変更額を算出する。

$$\text{流入下水単価} = \text{変動費基準額} \div \text{想定流入下水水量} \quad (\text{小数点第3位以下切捨})$$

$$\text{流入下水水量上限} = \text{想定流入下水水量} \times 1.05 \quad (\text{小数点以下切捨})$$

$$\text{変更額〔増額〕} = \text{流入下水単価} \times (\text{流入下水水量実績} - \text{流入下水水量上限}) \quad (\text{税抜き})$$

ただし、変更額は千円未満を切り捨てた額とする。

（2）減額変更（流入下水水量実績＜想定流入下水水量×0.95）の場合

以下の算式により変更額を算出する。

$$\text{流入下水単価} = \text{変動費基準額} \div \text{想定流入下水水量} \quad (\text{小数点第3位以下切捨})$$

$$\text{流入下水水量下限} = \text{想定流入下水水量} \times 0.95 \quad (\text{小数点以下切捨})$$

$$\text{変更額〔減額〕} = \text{流入下水単価} \times (\text{流入下水水量下限} - \text{流入下水水量実績}) \quad (\text{税抜き})$$

ただし、変更額は千円未満を切り捨てた額とする。

4 想定流入下水水量の変更

委託料の変更が行われた場合は、当該運営年度の流入下水水量実績（万m³/年 未満切捨）を翌年度以降の想定流入下水水量とし、次回の協議において適用する。

5 見直し時期

受託者は、毎年9月1日に流入下水水量の見直しの必要性の有無について検討する。

検討結果は、委託料の見直しの発生の有無にかかわらず、毎年、委託者へ書面により提出すること。

別紙5（第21条関係）

委託料の変更協議の時期

1 物価変動及び流入下水量による委託料の変更協議

- （1）協議を行う期間は毎年9月30日までとする。
- （2）9月30日までに協議が整わない場合は、変更を行わないものとする。
- （3）協議により変更となった固定費、変動費は、当該運営年度の3月分委託料の支払いにおいて調整する。